

公表します 町の財政



自治体の財政について 健全性を数値で公表

財政状況が厳しくなった結果、破産状態となった自治体は、「財政再建団体」となり、国などの厳しい関与により財政を立て直していくこととなります。実際に「財政再建団体」となった自治体もあるので、この言葉は新聞、テレビなどで報道されています。見聞きしたことがある方も多いかと思えます。

さてこのように破綻した地方公共団体の財政を再建するにあたり、今までの法制では、いきなり退場処分となるレッドカードが出て財政再建団体

となり、そうなる前に注意を喚起するといったイエローカードの段階がありませんでした。

また一般会計から独立し、それぞれの事業の収入をそれぞれの支出に充てることで採算を取るべき「特別会計」や「企業会計」に、いくら累積赤字があっても財政再建団体とはなりませんでした。

これでは住民の皆さんに自治体の財政状況について、注意段階であることも、正確に全体をお伝えすることもできません。そこで国は、自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、財政が悪化した自治体に対して早期に財政の健全化を促すことを目的に、法を整備しました。こうして平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」）が制定されました。

この法律では、各自治体の財政の健全性を示す指標を公表するように義務付けています。各指標の解説を含め、湯沢町の数値をお知らせします。

財政の健全性は4つの指標で示されます

さて具体的に財政の健全性は、どのように示されるのでしょうか。それは、財政健全化法の中で定められた「健全化判断比率」という次の4つの指標によります。

健全化判断比率による4つの指標

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

自治体は、決算に基づいてこの4つの指標を算定します。この指標がどの程度であるかで、財政の健全性が示されます。指標が、最初の基準である「早期健全化基準」より小さければ財政は健全であり、大きければ黄信号となります。そして次の基準である「財政再生基準」を超えてしまうと、その自治体はこれまでの「財政再建団体」に相当し、赤信号状態となります。

黄信号、赤信号を判断する基準は？

それぞれの指標を判断する基準と財政の健全性との関係は、左の表のようになります。

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	11.25 ~ 15%	20%
連結実質赤字比率	16.25 ~ 20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	

健全財政 ←————→ 財政悪化

実質赤字比率および連結実質赤字比率における早期健全化基準の数値は、市町村の財政規模により異なります。

黄信号は「早期健全化」 赤信号は「財政再生」

このように財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックします。また特別会計や企業会計を合わせた連結決算で、自治体全体の財政状況を明らかにしていきます。

4つの指標のうち、どれか1つでも早期健全化基準を超えると、その自治体は「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。財政健全化計画は、議会の議決を経て定められ、速やかに公表されます。また実施状況についても議会に報告し、公表します。自治体は、議会の監視のもとで自主的に財政再建に努めます。

そして、将来負担比率を除く3つの指標のうち、どれか1つでも財政再生基準を超えると、「財政再生団体」となります。この段階になると、より具体的に厳しい計画の策定が必要となります。また計画について、実質的に総務大臣の同意を得なければならぬことで、自治体は国が同意した計画に基づき予算編成するしかなくなります。そうした自治権が制限された中で財政再建に向け、巨額の借金を返済していきます。

湯沢町での

健全化判断比率は？

では4つの指標「健全化判断比率」の内容を、湯沢町の数値とともにお知らせします。

① 実質赤字比率

湯沢町 (該当なし)

一般会計における実質赤字額の、標準財政規模) に対する比率のことです。一般会計は、行政運営の基本となるお金を計上しています。その赤字の程度を指標化して、財政運営の深刻さを表します。

湯沢町は実質収支が黒字のため、比率はマイナスとなり、「該当なし」で表示します。

② 連結実質赤字比率

湯沢町 (該当なし)

標準財政規模：町税や国からの交付金など、通常収入が見込まれ、また使途が特定されず、どのような経費にも使用できる収入の総額。平成19年度の湯沢町では、50億5227万7千円。

一般会計だけでなく、全ての会計を連結したときにも、実質赤字額(地方公営企業は資金の不足額)の比率のことです。自治体全体での財政運営の深刻さを表します。一般会計以外の会計も含め、

新潟県の各市町村の健全化判断比率

区分	健全化判断比率			
	実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
早期健全化基準 (): 湯沢町	11.25 ~ 15.0 (14.97)	16.25 ~ 20.0 (19.97)	25.0	350 政令市は 400
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	
新潟市	-	-	11.5	137.0
長岡市	-	-	14.8	132.4
三条市	-	-	18.3	176.6
柏崎市	-	-	22.0	227.9
新発田市	-	-	11.5	46.2
小千谷市	-	-	15.0	71.6
加茂市	-	-	14.8	157.9
十日町市	-	-	19.1	142.9
見附市	-	-	12.9	121.5
村上市	-	-	16.6	196.8
燕市	-	-	18.8	164.7
糸魚川市	-	-	16.8	149.7
妙高市	-	-	18.3	123.6
五泉市	-	-	18.8	164.8
上越市	-	-	15.2	166.9
阿賀野市	-	-	20.2	173.9
佐渡市	-	-	16.4	156.7
魚沼市	-	-	22.7	152.5
南魚沼市	-	-	23.5	177.9
胎内市	-	-	19.7	213.6
聖籠町	-	-	14.5	61.0
弥彦村	-	-	19.1	159.6
田上町	-	-	18.7	163.1
阿賀町	-	-	19.1	218.0
出雲崎町	-	-	9.5	13.0
川口町	-	-	18.6	168.9
湯沢町	-	-	8.6	15.8
津南町	-	-	10.9	50.4
刈羽村	-	-	2.6	-
関川村	-	-	16.8	98.3
粟島浦村	-	-	11.8	13.2

暫定値での市町村があるため、数値が変わる場合があります。

全ての会計の合計で、湯沢町は実質収支が黒字のため、比率はマイナスとなり、「該当なし」で表示します。

③ 実質公債費比率

湯沢町 8.6%

一般会計の借入金の償還金だけでなく、他会計の償還金等を含めた中で、言わば一般会計で直接、間接的に支払った全ての償還金の、標準財政規模に対する比率(過去3か年平均)のことです。自治体が実際に負っている債務が、どれだけ財政を圧迫しているか明らかにあります。(この数値が低いほど、財政が健全であるといえます。)

湯沢町は早期健全化基準である25.0%を大きく下回り、県内でも低い数値です。

④ 将来負担比率

湯沢町 15.8%

借入金の残高など一般会計が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率のことです。この比率が高いほど、財政規模に比べ将来負担が過大となり、今後の財政運営が圧迫される等問題の生じる可能性が高くなります。湯沢町では、早期健全化基準である35%を大きく下回り、将来負担にかかる財政の健全性は維持されているといえます。

公営企業の経営の健全性を示す指標は？

財政健全化法では、公営企業の経営に関しても、健全性を示す指標を定めています。「資金不足比率」がそれで、資金不足額の、事業の規模に対する比率のことです。この比率が、基準となる「経営健全化基準」以上になると、経営健全化計画を策定して経営改善に取り組むこととなります。また経営健全化基準は、各公営企業会計ごとに判断します。湯沢町では、「水道事業会計 病院事業会計、下水道特別会計」と3つの公営企業会計があ

湯沢町公営企業会計の指標

公 営 企 業 会 計 の 名 称	資金不足比率(%)	営 全 化 基 準 (%)
水道事業会計	-	20.0
病院事業会計	-	
下水道特別会計	-	

資金不足比率 = 資金不足額 / 事業の規模

りますが、全ての公営企業会計で資金不足がないため、比率はマイナスとなり、資金不足比率は、「該当なし」で表示します。